○東北地方整備局告示第百二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十七日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

七号　大館市釈迦内字釈迦内五三番一から同市釈迦内字釈迦内一八七番一八まで　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

(二) 供用開始の期日　平成二十四年四月二十七日

○中部地方整備局告示第百十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十七日　中部地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号及び二十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
四日市市采女町字小薮一九番三から同市采女町字名倉内部川右岸堤防敷地先まで	前	二一・〇〇～二二・五〇	〇〇・一二四
	後	二五・五〇～三三・五〇	〇〇・一二四

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十七日　中部地方整備局長　足立　敏之

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

一号及び二十五号　四日市市采女町字小薮一九番三から同市采女町字名倉内部川右岸堤防敷地先まで　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

(二) 供用開始の期日　平成二十四年四月二十七日

○近畿地方整備局告示第百十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十七日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福知山市三和町千束小字清水四一番二から同市三和町寺尾小字権現七八〇番一まで	前	一六・六〇～三九・四〇	〇〇・三三九
	後	一四・六〇～三九・四〇	〇〇・三三九

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十七日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字湯川字在之内一〇三九番一から同町大字湯川字在之内一一〇四番二まで	前	七・二五～一五・〇二	〇〇・一六九
	後	八・〇七～二四・一四	〇〇・一六九

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十七日　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十二号　和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字湯川字在之内一〇三九番一から同町大字湯川字在之内一一〇四番二まで　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年四月二十七日

○四国地方整備局告示第九十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十七日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十六号　高知県高岡郡四万十町平串字障子田三四七番一から同町平串字障子田三四七番一地先まで　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年四月二十七日

○北海道開発局告示第五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十七日　北海道開発局長　高松　泰

一(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五号及び二百二十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道余市郡余市町栄町二〇五番一地内	前	二一・八一～二二・二八	〇〇・〇一三
	後	二一・八一～二二・二八	〇〇・〇一三

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部